

静岡県高等学校文化連盟専門部設置のための手続き及び基準（内規）

（主 旨）

第1条 この内規は、静岡県高等学校文化連盟専門部規程第2条第2項により、専門部設置の手続き及び基準に関する事項を定める。

（設置基準）

第2条 新たに専門部を設置したい場合は、次の条件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県内の多くの高等学校に設置してある部で、今後組織的に活動することでその育成が期待できると認められる部
- (2) 県内の高等学校に設置されている部としては少数であっても、全国的には盛んな活動がなされており、将来本県でも大いに育成を奨励すべきものと認められる部

（設置手続）

第3条 設置を希望する者は、別紙「静岡県高等学校文化連盟専門部設置申請書」（以下「申請書」という。）を静岡県高等学校文化連盟会長宛てに提出する。申請書には、次の内容を記載する。

- (1) 設置希望部門の代表者名（校長）
- (2) 専門部の名称
- (3) 設置の目的
- (4) 活動内容
- (5) 申請に至るまでの経緯
- (6) 組織、所属校数、人数
- (7) その他、参考となる事項  
専門部規約、役員名簿、大会計画書又は大会要項、収支予算書等
- (8) 連絡責任者及び連絡先

（審査決定）

第4条 提出された申請書に基づき、特別理事会において審議し、理事会で決定の上、評議員会が承認するものとする。

2 承認された専門部に係る予算については、承認された翌年度に 50,000 円を限度として助成することができる。

3 承認された翌年度に特別理事会において活動状況や予算執行状況等を精査し、適切であればその翌年度以降は通常の手続による予算編成を行う。

なお、精査した結果不適切であれば、理事会において取り消しを決定し、評議員会で取り消しを承認することがある。

附 則 この内規は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。